

学生のみなさんへ

ストップ！ 研究費の不正使用

研究を行っていく上で、「研究費」は不可欠なものであり、学生のみなさんの学費、国、民間企業からの補助金や研究助成が財源となります。当然ながら研究費の不正使用は許されません。しかし、研究費の不正使用は度々起こり、学生のみなさんが巻き込まれるケースがあります。例えば、以下の行為が研究費の不正使用に該当しますので、巻き込まれないように注意しましょう。

カラ謝金・カラ給与

実際に行っていない作業の謝金や給与を大学から受け取る。

事例：作業していない日時分の給与を受け取る。

注意：事実と異なる作業時間の報告をさせられていませんか？

カラ出張

実際には出張していないのに、事実と異なる出張の申請や報告を大学に行く。

事例：出張していないのに、旅費を受け取る。

注意：事実と異なる出張の申請書や報告書を提出させられていませんか？

プール金

○謝金・給与・旅費を不正に請求し、大学からの支払金を研究室や個人等が管理する行為。

○事実に基づき適正に大学から支給された謝金・給与・旅費であっても、その全部または一部を、研究室や個人等がいったん回収するような行為。

事例：支給された給与の一部を、教員が現金で回収し、研究で使用する消耗品を購入する。

注意：振り込まれた謝金・給与・旅費の回収を要求されていませんか？

上記のような行為を求められた場合や不安に感じるようなことがありましたら以下の窓口に相談してください。

【 研究費の不正使用に関する相談（通報）窓口 】

・事務局：総務課長・総務係長

TEL：0157-66-3311、FAX：0157-61-3125

E-mail：tsuuhou@rchokkaido-cn.ac.jp

通報（告発）したことにより不利益な取扱いにならないよう十分に配慮します。

研究費の運営・管理に関する詳しい内容は本学WEBサイトで確認ください。

本学WEBサイト：公的研究費の取扱い

URL <https://www.rchokkaido-cn.ac.jp/information/research.html>



WEBで
確認